

2017年2月2日 (2 February 2017)

アメリカ合衆国運輸省「規定調和法案」 (HM-215N) に関する最新情報

IATA Montreal より下掲の情報が入りましたので、ご案内します。

1月25日にお知らせしたように、アメリカの新政権が運輸省に指示を出し、最終案件 (Final Rule - HM-215N) を撤回しました。この Final Rule は国連のモデル規則書、国際海洋危険物法規 (IMDG Code) 及び ICAO の 2017-2018 年版技術指針 (Technical Instruction) に盛り込まれた新しい国際規則に調和するはずのものでした。

この調和を目的とした案件は 49 CFR に国際機関で合意を見た 2017年1月1日から実施となる危険物の航空輸送要件を取り込むためのものであります。この案件の中には、エンジン (Engines) についての新しい UN ナンバー、機械 (Machinery) に対する UN 3528、UN 3529 並びに UN 3530 などの新しい記述や、更に、新しいリチウム電池取扱いマーク及び、新しいリチウム電池用の Class 9 の危険性ラベルの導入が含まれていました。

Final Rule を履行しないのであれば、2017-2018年技術指針と第58版の DGR に示されている新しい規則が 49 CFR に反映されなくなります。この結果、アメリカから、アメリカへ、アメリカを経由、或はアメリカ国内を輸送される危険物に付いては、2015-2016年技術指針及び第57版の DGR の規定しか有効でなくなります。これは、新しい UN ナンバー、新リチウム電池取扱いマーク、新リチウム電池用の Class 9 危険性ラベルはアメリカの法規には存在せず、従って、使用できないという意味になります。

このような次第なので、エンジンの荷送人は新 UN ナンバーを使用せず、UN 3316 を引き続き使用する事を強く勧めます。技術指針及び DGR の特別規定 SP A208 に Note があり、2017年3月31日まで、エンジンは UN 3166 に割り当てて輸送できる猶予期間が設定されています。この猶予期間は荷送人がシステムや手順、手続きを新規則に合わせるために十分な時間を与える目的で設けられたものでした。また、49 CFR の現行の規定に従って、エンジンは UN 3166 として輸送可能にもしています。

リチウム電池や新リチウム電池取扱いマーク及びリチウム電池用 Class 9 危険性ラベルについては、荷送人は引き続き従来のリチウム電池取扱いラベルと一般用の Class 9 危険性ラベルを使用する事を強く勧めます。これらに付いては、2018年12月31日まで2年間の猶予期間が設定されています。

Final Rule HM-215N が法制化される動きがあれば、速やかにお知らせをします。

以上